官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第１号

交通政策審議会から漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第２号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、国土交通大臣あて異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に提出されたい。

平成24年10月18日

国土交通大臣　羽田雄一郎

交通政策審議会の意見（要旨）

１．漁業（遠洋まぐろ）最低賃金については、最低賃金額「192,500円」を「192,700円」に改定することが適当である。

２．漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）については、適用する使用者に係る動力漁船「総トン数185トン以上」を「総トン数200トン以上」に、使用する船員に係る最低賃金額「196,700円」を「196,800円」にそれぞれ改定することが適当である。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第１項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年十月十八日

北海道経済産業局長　増山　壽一

一　件名

１　旭川ガス株式会社（旭川地区）申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

２　旭川ガス株式会社（江別地区）申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

１　前号の１の事案　平成二十四年十一月十五日　午後二時から

２　前号の２の事案　平成二十四年十一月九日　午後二時から

三　場所

１　第一号の１の事案　道北経済センター　六階　研修室（旭川市常盤通一丁目）

２　第一号の２の事案　野幌公民館　視聴覚室（江別市野幌町十三の六）

四　事案の要旨

１　第一号の１の事案　旭川ガス株式会社（旭川地区）について、一般ガス供給約款の変更（平成二十一年九月十八日付でガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均六・四八％引き上げる）。

２　第一号の２の事案　旭川ガス株式会社（江別地区）の一般ガス供給約款の変更（平成二十二年九月十七日付でガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均十五・九五％引き上げる）。

３　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）及び第一号の１の事案については旭川ガス株式会社（旭川市四条通十六丁目左六号）、第一号の２の事案については旭川ガス株式会社（旭川市四条通十六丁目左六号）及び旭川ガス株式会社江別支社（江別市野幌末広町三十八番地二）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「旭川ガス株式会社（○○地区）関係公聴会陳述希望」と記載して、第一号の１の事案については、平成二十四年十一月一日まで、第一号の２の事案については、平成二十四年十月二十六日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「旭川ガス株式会社（○○地区）関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号の１の事案については、平成二十四年十一月一日まで、第一号の２の事案については、平成二十四年十月二十六日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会お前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長
殿

届出者　氏名（ふりがな）
（郵便番号）
住所
（電話番号）
職業

機械受注統計調査報告（平成24年８月）（実績）

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

旭川ガス株式会社（○○地区）申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月十六日（火）

○１般案件（抜粋）

一、南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）

○国会提出案件

一、南スーダン国際平和協力業務の実施の状況について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）

内閣府経済社会総合研究所